

1997年4月27日制定 1998年3月29日改正
1999年3月27日改正 2001年3月25日改正
2002年3月17日改正 2005年3月19日改正
2006年3月18日改正 2007年3月17日改正
2009年3月14日改正 2011年3月12日改正
2013年3月09日改正 2016年3月12日改正

小戸サンライズセーリングクラブ会則

第1条 (名称)

会の名称は小戸サンライズセーリングクラブ (ODO SUNRISE SAILING CLUB) といい、略称をOSSCとする。シンボルマークは別紙の通り定める。

第2条 (事務所)

会の事務所は、福岡市立ヨットハーバー (福岡市西区小戸3-58-1) 内クラブ室に置く。

第3条 (目的)

会は、会員相互の親睦を図り、その協力協調のもと自主的な運営により、ヨット活動を行う。

第4条 (会員の義務)

1. 会員は、この規約を遵守し会の目的達成のために協力して会の運営に参加しなければならない。
2. 会員は、自己の判断で自己の行動を律し、人と海とあらゆる事象に謙虚で、他人に迷惑を及ぼさないことを心がける。
3. 会員は、クラブの活動において自己及び他者の安全を最大限配慮する。
なお、万一生じた事故の責任は当人に帰するものであることを承諾する。
4. 会員は、クラブの活動や関連するイベント等において会の活動を記録する目的で撮影又は製作された写真、動画、イラストの類については、これに関する肖像権及び著作権は会に帰属するものであることを承諾する。

第5条 (指導会員)

1. 入会して3年目以後の会員は指導会員とし、乗艇の段取り・艇の整備・クラブ室の整頓などを率先して行い他の会員を指導する。
2. 会員は指導会員として十分な活動ができるように、日頃から心がけるものとする。

第6条 (会議)

1. 総会 一会の最高議決機関とする。
会員の過半数の出席 (委任状を含む) をもって成立し、出席会員の過半数により決定する。
欠席者は自己の委任状を代表世話役宛に提出しなければならない。
2. 世話役会 一会は世話役により運営される。
 - (1) 世話役は原則として入会3、4年目の会員数名により構成され、総会の承認により決定する。
 - (2) 世話役の任期は原則として1年とする。

- (3) 世話役には代表世話役を設ける。
- (4) 世話役には会より活動費を支払う。
- (5) 会計担当世話役は、会の会計及び損害保険の加入手続きを担当する。

第7条 (各種委員及び係)

- 1. 総会又は世話役会は、各種委員及び係を設けることができる。
- 2. 各種委員及び係は、志願する者となる。

第8条 (会員の自主的な活動の支援)

会は、会員の自主的な活動を支援することができる。

第9条 (入会)

入会希望者(原則として満20歳以上の者)は所定の入会申込方式で入会を申し込み、世話役会で承認されなければならない。

第10条 (会員の資格喪失)

会員は次の場合、その資格を喪失し、又は世話役会に諮って退会させることができる。

- (1) 自己の意思により退会する場合(退会届けを提出すること)
- (2) 原則として会費納入期日までに会費を納入せず、以後も納入の意思のない場合
- (3) 会則を守らず、又は世話役、スキッパーなど従うべき者の指示に従わない場合
- (4) 物品販売、政治活動、宗教活動など会の目的以外の活動を行った場合
- (5) 粗暴な振る舞い、艇や会の用具及び備品を故意に破損もしくは盗取した場合
- (6) その他、会員としてふさわしくない行い又は事跡の認められる場合

第11条 (経費)

会の経費は会費その他の収入をもってこれに当てる。

第12条 (会費)

- 1. 会費は会員一人につき1年間30,000円(スポーツ安全保険料を含む)、家族会員については一人につき2,000円とする。

尚、家族会員とは、会員の配偶者及びその子とし、同居又は別居は問わないものとする。

- 2. 新入会員は入会時に30,000円(入会金10,000円と初年度会費20,000円)を一括して納入する。

3. 会費の納入

- (1) 2003年度以降の会費の納入はその年度の3月1日から総会の前日までの一括納入とする。
- (2) 会費の納入は下記口座への、銀行振込のみとする。

〇〇銀行 〇〇支店 普通口座 XXXXXXXX O S S C 会計〇〇〇〇 (会計担当者をあてる)

また、積立金は別口座とし、口座名義人を上記の会計担当者とする。

- (3) 納入済み会費は、原則として返還しない。

第13条 (経費の支出)

- 1. 経費の支出は、予算に基づいて行う。
- 2. 一件の支出金額が20,000円以内のときは代表世話役の承認を得て支出することができる。

3. 予算外事項で、代表世話役の専決権限を超える金額を支出する時は、世話役会の承認を得なければならない。
4. 慶弔費の支出について、会員及び配偶者の死亡の場合、弔意を表し香典として1万円を支払う。

第14条（会計年度）

会計年度は3月1日から翌年の2月末日とする。

第15条（会計監査）

1. 会計監査役数名を世話役会で指名し総会で承認する。
2. 会計監査役は会の年度会計を監査し、その結果を総会で報告しなければならない。
3. 会計監査役には会より謝礼を支払う。

第16条（乗艇手続き）

1. 保険未加入者の乗艇は認めない。
2. 18歳以下の家族会員が乗艇する場合は、必ずその保護者が同伴しなければならない。
3. 会員以外の者（ビジター）が乗艇するには、会員の紹介がなければならず、かつその会員が同伴しなければならない。
4. 会員となることを希望する者は、世話役の承諾を得て試乗することができる。
5. 賛助会員が乗艇する場合は、会員の紹介、同伴を要しない。
6. 前3項の者の乗艇は、一人につき同一年度1回とし、3,000円を納入しなければならない。
7. 第3項から第5項までの者がその年度において乗艇するときは、所定の保険申込書を世話役に提出するとともに、乗艇日の1週間前までに所定の手続きにより保険料を振り込まなければならない。

第17条（エンジン艇の運用）

1. エンジン艇は、救助艇、及び会の行事支援、帆走支援等、指導艇として使用するものとし、私用に供してはならない。
2. エンジン艇の使用に際しては、世話役会で定める運用規則を順守しなければならない。

第18条（賛助会員）

1. 会員であった者その他の者で会の活動を賛助するものは、総会又は世話役会の承認により、賛助会員となることができる。
2. 賛助会員となるには、毎年1回会員の会費納入時において3,000円の賛助会費を納めなければならない。会員でなかった者が初めて賛助会員となる時も、同様とする。
3. 賛助会員は総会を除く会の諸行事に参加できる。ただし、乗艇は会員以外の者（ビジター）と同じ扱いとする。

第19条（ホームページ）

1. ホームページは会の活動に役立てる為、会員や世間一般に会やヨットに関する広報をするものとし、私用に供してはならない。
2. ホームページの活用は、ホームページ運用規則を順守しなければならない。